

様式第9号（第15条関係）

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社所在地
新明和工業 株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1番1号

2 指名停止措置期間

- 令和7年6月10日から令和7年7月24日まで（1.5箇月）

3 指名停止措置の範囲

- 那須塩原市が発注する工事等

4 事実概要

- エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事に関し、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていたことが独占禁止法第3条の規定に違反するとして、公正取引員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止措置理由

- 那須塩原市建設工事等指名停止基準別表13の項に該当

<那須塩原市建設工事等指名停止基準別表13の項>

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 13 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。	3月以上18月以内

本件問合せ先

那須塩原市総務部契約検査課契約係
那須塩原市共墾社108番地2
電話：0287-62-7114